

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護とは

(有) ソシオ

かざぐるま定期巡回随時対応型訪問介護看護



かざぐるま
公式キャラクター
いのぶ〜

本日の流れ

定期巡回とは



サービス内容



定期巡回計画



在宅データ



質の確保

本日の説明の流れとしては、

- ①定期巡回とは
- ②在宅データ

となっております。

定期巡回・随時対応サービスとは

定期巡回とは



サービス内容



定期巡回計画



在宅データ



質の確保

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは

2012年（平成24年）4月
地域包括ケアシステムの柱として、介護保険の地域密着型サービスに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が創設

対象者は、要介護1～5
または40～64歳は16種類の特定疾病
事業者と同一の市町村に居住者が対象
(住所地特例は利用可能)

定期巡回・随時対応サービスとは

定期巡回とは



サービス内容



定期巡回計画



在宅データ



質の確保

基本方針（基準第3条2）

利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

定期巡回・随時対応サービスとは



定期巡回・随時対応型訪問介護看護の種類	
定期巡回随時対応型 訪問介護看護（Ⅰ）※	一体型
定期巡回随時対応型 訪問介護看護（Ⅱ）	連携型

（※）一体型は、
「訪問看護を行う場合」・・・（Ⅰ 2 ●）と
「訪問看護を行わない場合」・・・（Ⅰ 1 ●）の2種類に分類されます。

一体型利用時に医療保険にて訪問看護を実施する際は
訪問看護を行わない場合Ⅰ 1 ●になり、その月は日割り算定

連携型はサービスコードの変更はありません。

●には介護度が入ります

定期巡回・随時対応サービスとは

定期巡回とは



サービス内容



定期巡回計画



在宅データ



質の確保

定期巡回・随時対応サービスの介護報酬

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
区分限度額	16,765	19,705	27,048	30,938	36,217
定期巡回 (看護なし)	5,697	10,168	16,883	21,357	25,829
定期巡回 (看護あり)	8,312	12,985	19,821	24,434	29,601



加算（初期加算、処遇改善、一体型利用時の訪看、総合マネジメント体制強化加算等）



定期巡回・随時対応サービスとは



定期巡回・随時対応サービスの介護報酬						
令和4年10月～						
要介護度	ご利用者様自己負担額 (1割)		ご利用者様自己負担額 (2割)		ご利用者様自己負担額 (3割)	
	訪問介護のみ 利用	訪問介護・看護 利用	訪問介護のみ 利用	訪問介護・看護 利用	訪問介護のみ 利用	訪問介護・看護 利用
要介護1	10,073円/月	13,610円/月	20,145円/月	27,219円/月	30,217円/月	40,828円/月
要介護2	16,120円/月	19,930円/月	32,239円/月	39,859円/月	48,359円/月	59,789円/月
要介護3	25,202円/月	29,176円/月	50,404円/月	58,351円/月	75,605円/月	87,526円/月
要介護4	31,253円/月	35,415円/月	62,506円/月	70,829円/月	93,759円/月	106,244円/月
要介護5	37,302円/月	42,403円/月	74,603円/月	84,806円/月	111,904円/月	127,209円/月

定期巡回・随時対応サービスとは

定期巡回とは



サービス内容



定期巡回計画



在宅データ



質の確保

併用できないサービス

訪問介護（通院乗降介助は可能）

訪問看護※（定期巡回連携型利用時はのぞく）

夜間対応型訪問介護

※一体型利用時に従来型の訪問看護サービスは利用できない

減算

通所系減算

短期入所系減算

医療保険利用時の訪問看護（一体型の場合のみ）

定期巡回・随時対応サービスとは

定期巡回とは



サービス内容



定期巡回計画



在宅データ



質の確保

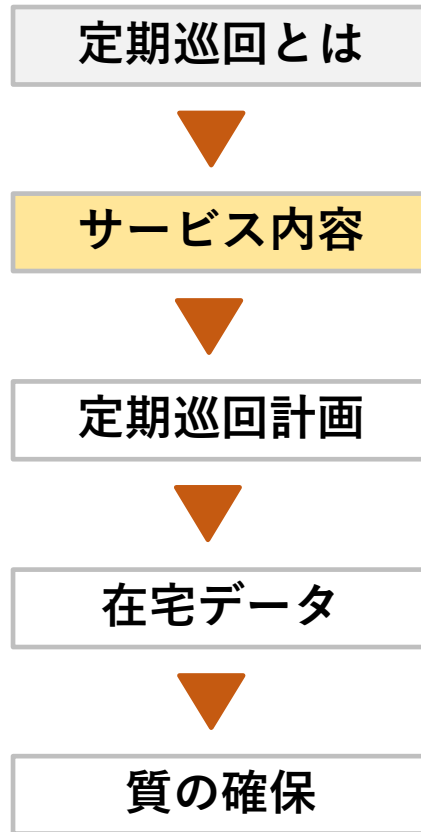
他の訪問系サービスとの比較

	訪問介護	夜間対応型	定期巡回
利用対象	要支援1、2 要介護1～5 認定者	事業所と同一市町村内の 要介護1～5 認定者 (※)	
サービス利用時間帯	事業所の営業時間内	最大：18時～8時	24時間
随時対応	対応できない	ケアコール端末での通報	
医療対応	できない	できない	訪看にて実施
算定	居宅サービス計画に 基づく1回〇〇単位の 算定	月額〇〇単位 + 1回〇〇単位	包括報酬
計画書の作成	サービス提供責任者	オペレーションセンター 従事者	計画作成責任者

(※) 40～64歳は16種類の特定疾病
住所地特例の場合は利用可能



定期巡回・随時対応のサービス内容



定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの4つのサービス	
種類	担当職種
定期訪問サービス	介護職員
随時対応サービス	オペレーター
訪問看護サービス	看護職員 (連携先も含む)
随時訪問サービス	介護・看護 (連携先も含む) 職員



定期巡回・随時対応のサービス内容

定期巡回とは



サービス内容



定期巡回計画



在宅データ



質の確保

定期巡回サービスとは

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、1日複数回の訪問介護サービス。

利用者の心身の状況により、必要に応じて内容や提供時間等、いわゆる**2時間ルール**の様な時間の制約がなく柔軟に対応する。

安否確認や見守り、健康チェックのみの訪問も可能。

随時対応サービスとは

利用者や**家族**から連絡を受け、相談援助やヘルパー等による訪問の必要性を判断。（定期巡回事業者が用意した専用の通信端末機器を使用。）

看護師、社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー等の有資格者が対応。



定期巡回・随時対応のサービス内容

定期巡回とは



サービス内容



定期巡回計画



在宅データ



質の確保

随時訪問サービスとは

随時対応サービスの判断に基づき、介護士・看護師による訪問。
※通報が重なった場合、緊急性の高い通報から訪問。

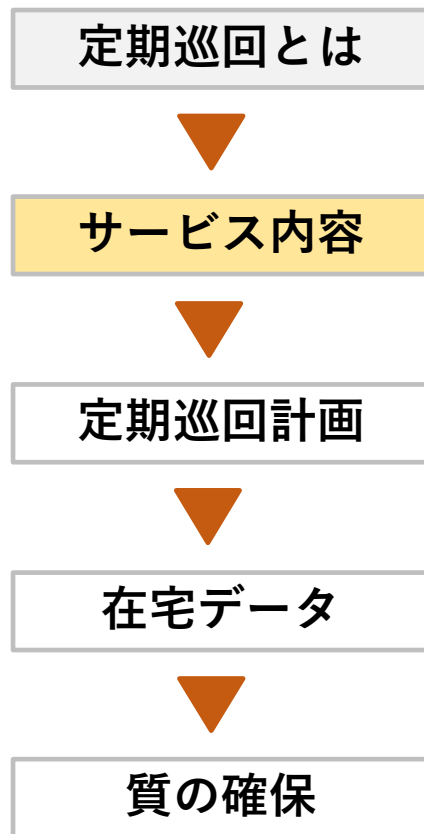
訪問看護サービスとは

医師の指示に基づき、訪問看護サービスを実施。
随時対応サービスで緊急性が高いと判断された場合、必要に応じて訪問を実施します。
訪問介護のみ利用する場合でも、看護師による定期的なアセスメントを実施します。（連携型の場合も含む）

※訪問看護は、主治医の指示があった場合のみ提供を行う。



定期巡回・随時対応のサービス内容



定期巡回・随時対応型訪問介護看護における訪問看護

指示書	ある	訪問看護サービスを行う場合
	ない	訪問看護サービスを行わない場合

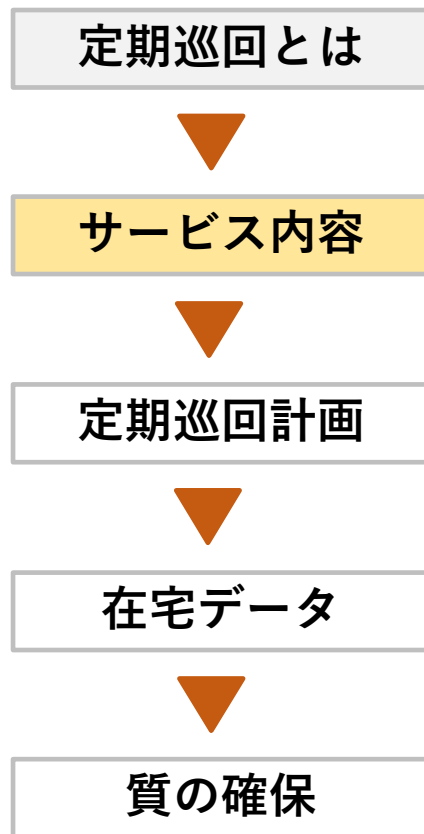
定期巡回でも、**介護保険内では主治医の指示書がなくては訪問看護を行えません。**

ただし、主治医の指示書の有無にかかわらず、
「定期巡回は、**介護と看護が一体的に提供されるべきものである**ことから、訪問看護を利用しないものであっても、保険師、看護師又は准看護師による定期的（※）な**アセスメント及びモニタリング**を実施しなければならない」とされています。

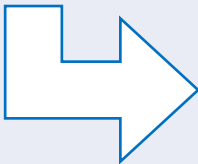
※概ね一か月に1度以上



定期巡回・随時対応のサービス内容

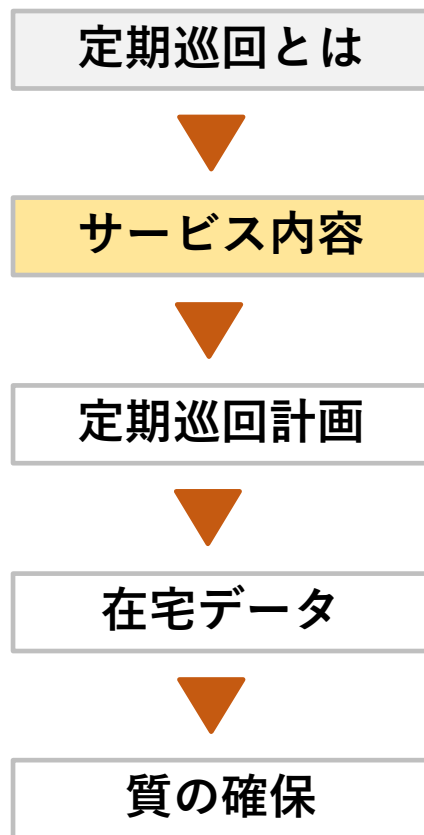


定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職種

管理者		
オペレーター	左記4業種の中から1人以上を 	計画作成責任者とする。
訪問介護員等		
訪問看護員		
随時訪問（介護・看護）員		



定期巡回・随時対応のサービス内容

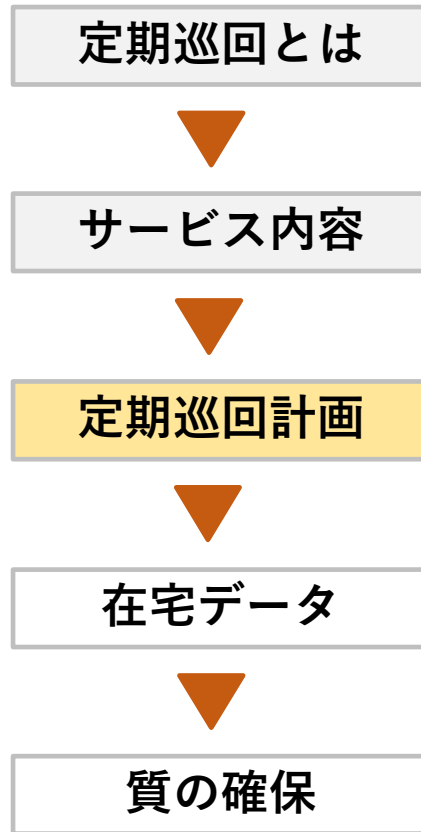


資格要件	
オペレーター (※)	看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員 + 3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者
計画作成責任者	看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員 オペレーター要件の3年以上のサ責は認められない

※オペレーターは1名以上常勤を配置しなければならない。
(兼務の有無は問わない)



定期巡回・随時対応サービス計画



計画作成責任者の役割	
①	居宅サービス計画に沿って定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成する
②	利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握
③	サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図る
④	訪問介護員に対し、具体的な援助目標や援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する
⑤	訪問介護員の業務の実施状況を把握する
⑥	訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する



定期巡回・随時対応サービス計画

定期巡回とは



サービス内容



定期巡回計画



在宅データ



質の確保

計画作成の手順

ケアマネジャーからの居宅サービス計画書を受け取る



利用者の日々の心身の状況を把握、
分析し**アセスメント**（解決すべき問題状況を明らかにする）を行い
援助の方向性や目標を明確にし作成



計画作成責任者は、**計画の変更をケアマネジャーに適宜報告し**
居宅サービス計画に沿ったものかの確認を行う

指定基準：第3条の15に該当



定期巡回・随時対応サービス計画

定期巡回とは



サービス内容



定期巡回計画



在宅データ



質の確保

定期巡回・随時対応型訪問介護看護指定基準第3条の15

居宅サービス計画書に沿ったサービスの提供

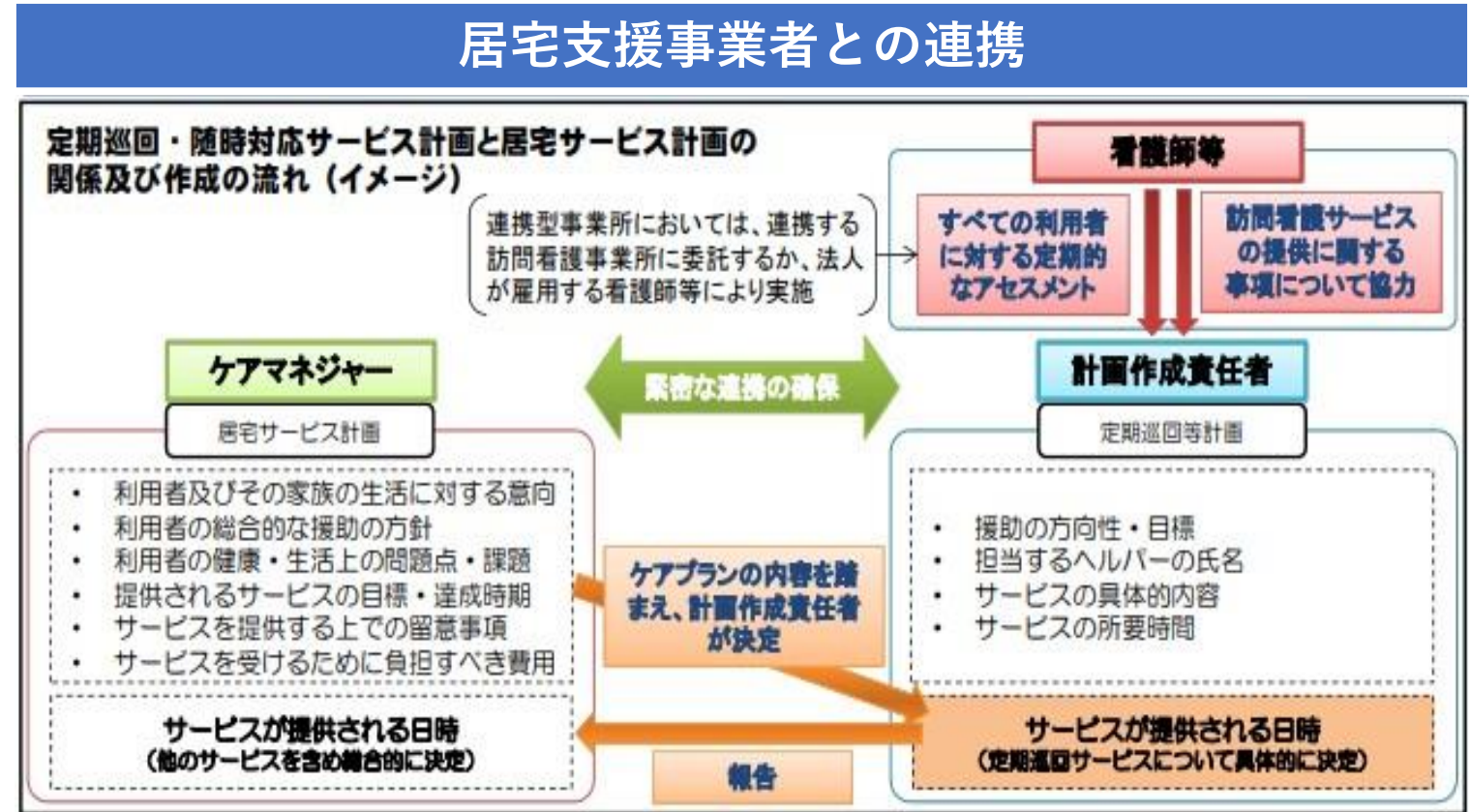
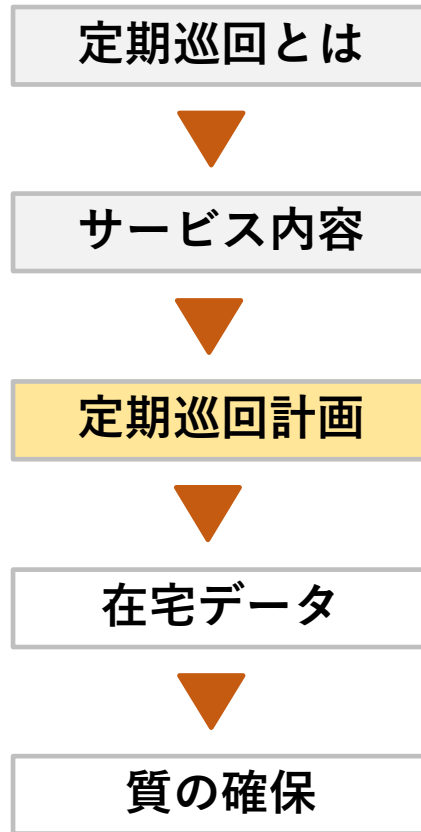
指定定期巡回事業者は、**居宅サービス計画書が作成されている場合は**、当該サービス計画に**沿った**定期巡回・随時対応訪問介護看護を提供しなければならない。

※訪問介護と同文

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスを利用者の心身状況に応じて、柔軟に提供するものであり、随時の訪問を行う場合や、定期巡回サービスの訪問時間帯又は内容等の変更を行う場合は、当該利用者を担当する介護支援専門員に対し適宜報告を行う等、基準第3条の13の趣旨を踏まえて適切な連携を図るものとする。



定期巡回・随時対応サービス計画



出典：厚生労働省 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設



地域展開事業者の在宅データ

地域展開 = 304 集合住宅 = 143

出典：平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査

定期巡回とは



サービス内容



定期巡回計画



在宅データ



質の確保

定期巡回・随時対応サービスの 1日あたりの平均サービス提供状況

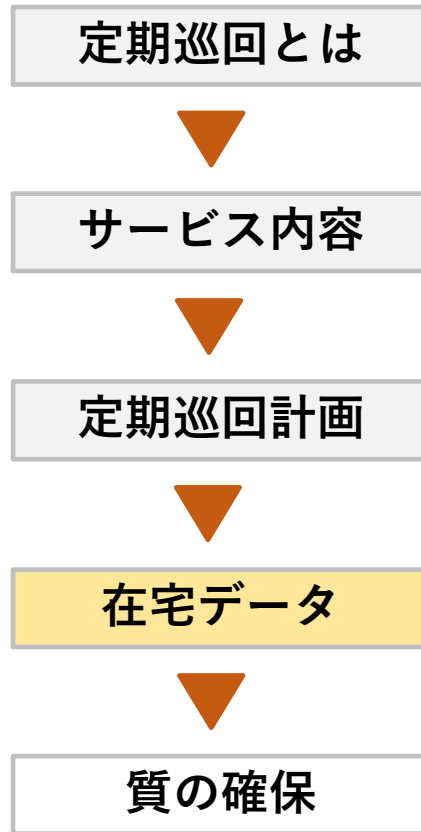
	平均	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
全体 (地域)	2.9回	2.0回	2.6回	3.3回	3.7回	4.1回
地域 定期訪問	2.1回	1.3回	1.8回	2.3回	2.7回	3.0回

定期巡回・随時対応サービス 要介護度別平均総訪問時間（分）（一人一日あたり）

	平均	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
全体 (地域)	79.5分	47.3分	62.7分	80.8分	99.6分	112.2分
地域 定期訪問	74.9分	32.5分	61.8分	79.7分	97.1分	111.1分



地域展開事業者の在宅データ



1回あたりの平均訪問時間		
	定期訪問	随時訪問
地域展開	28.1分	18.6分
集合住宅	13.4分	10.4分

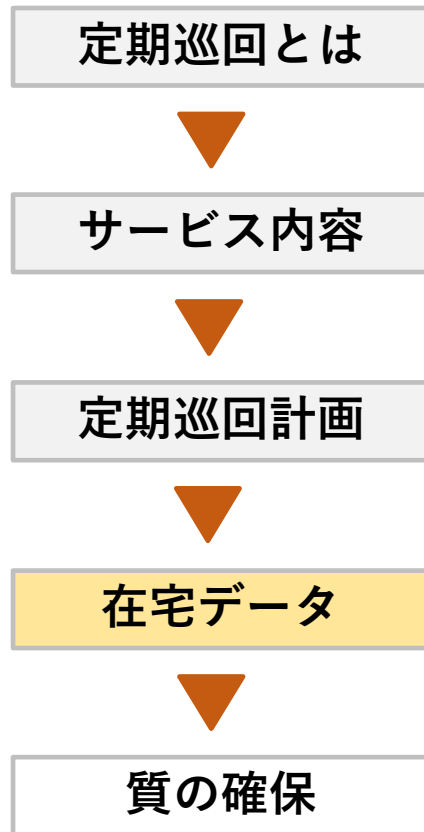
利用者一人あたり1日の総訪問時間		
	定期訪問	随時訪問
地域展開	74.9分	2.1分
集合住宅	86.2分	9.4分

出典：平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査

地域展開は一回あたりの訪問時間は長いですが、総訪問時間に置き換えると集合住宅よりも総サービス提供時間が**少ない**
地域展開では適切な**アセスメントの結果**、**サービス調整**が行われ内容・回数^{の整理}が行われている。



地域展開事業者の在宅データ



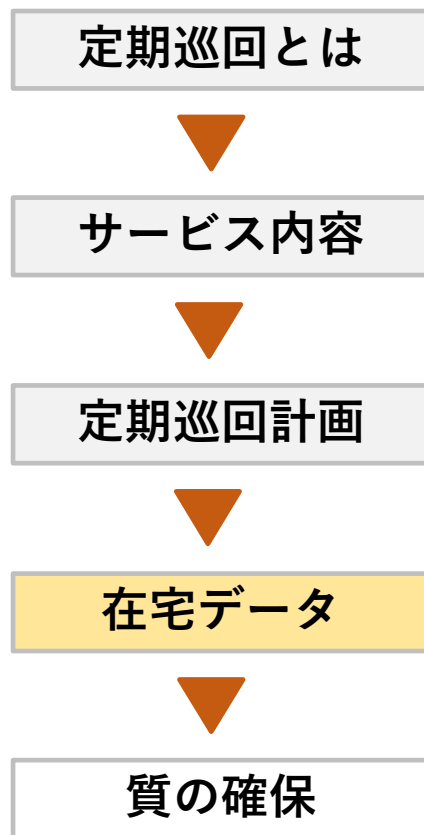
定期訪問提供時間帯			
	全体 (5680件)	要介護1・2 (1558件)	要介護3以上 (4080件)
早朝	9.6%	5.6%	11%
日中	63%	78.6%	57.3%
夜間	18.6%	13.2%	20.6%
深夜	8.8%	2.5%	11.2%

出典：平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査

朝の「8時台10.3%」と最大ついで「9時台8.6%」夕方「17時台8.3%」
朝・昼・夕方にピークタイムがある傾向
要介護1・2では朝「8時台14.2%」「9時台12.6%」一方深夜帯の訪問は少ない
要介護3以上では朝以外の昼・夕方にピークがみられ深夜帯でも全体の11.2%が特徴



地域展開事業者の在宅データ



随時訪問提供時間帯			
	全体 (245件)	要介護1・2 (42件)	要介護3以上 (203件)
早朝	4.1%		4.9%
日中	52.7%	57.2%	53.8%
夜間	15.2%	31%	11.8%
深夜	28.2%		29.4%

出典：平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査

定期訪問と比べると全体の件数が約1/16である点は留意。
要介護1・2では件数が42と非常に少ないが時間帯別でみると
「0時台が16.7%」が最大 ついで「19時台が11.9%」要介護3以上では
「8時台が12.8%」「9時台、10時台が8.9%」



地域展開事業者の在宅データ

定期巡回とは

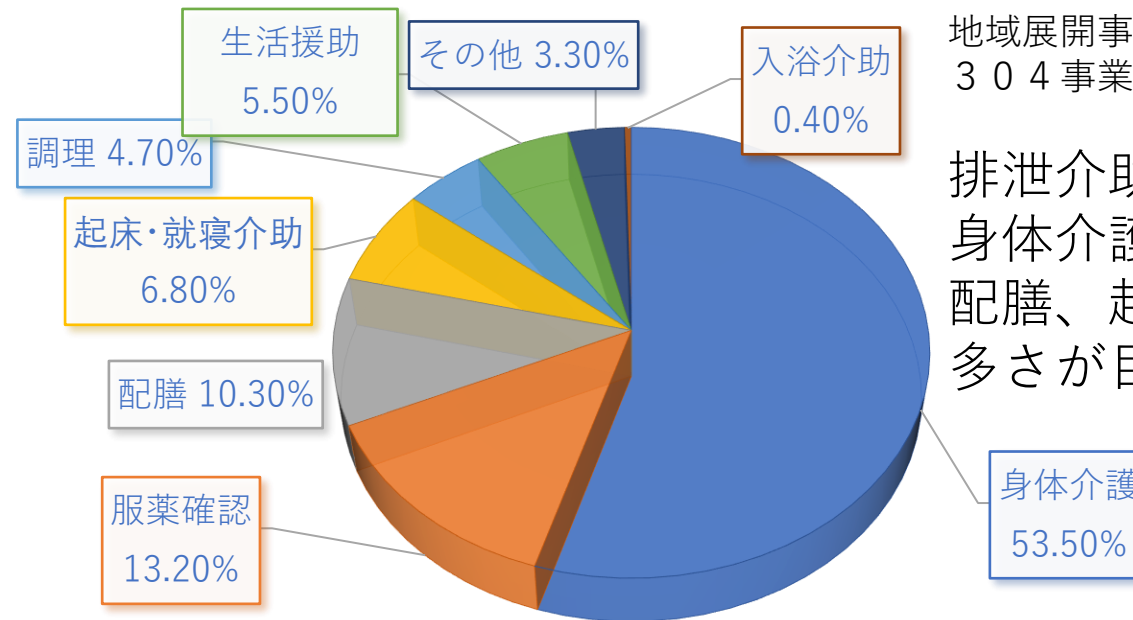
サービス内容

定期巡回計画

在宅データ

質の確保

定期訪問のケア状況



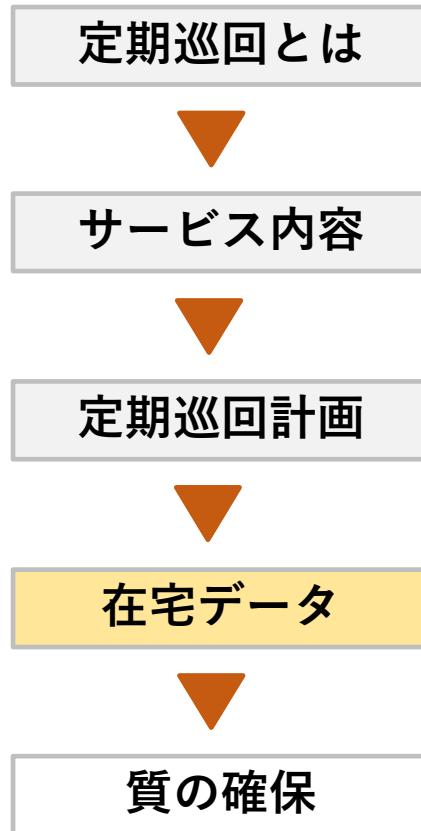
地域展開事業所
304事業所における定期訪問のケアの割合

排泄介助などの
身体介護以外では、服薬介助、
配膳、起床・就寝介助の
多さが目立つ

出典：平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査



地域展開事業者の在宅データ



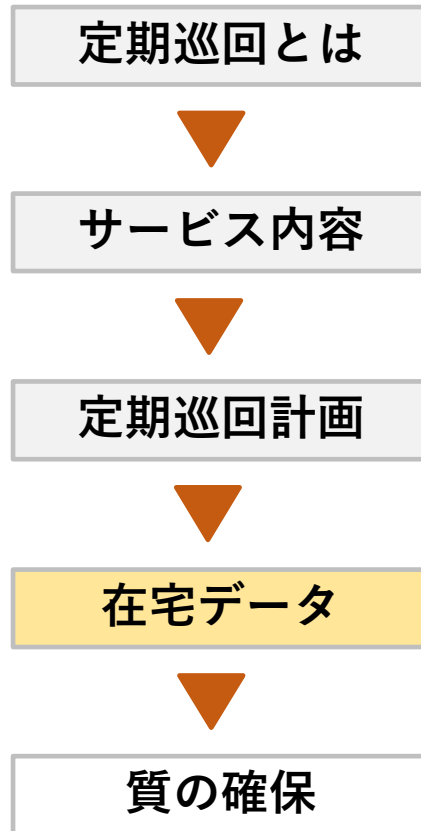
ケアの組み合わせ					
1	排泄介助	7.4%	9	排泄介助+配膳+服薬確認	1.9%
2	配膳+服薬確認	6.1%	10	その他の身体ケア	1.6%
3	服薬確認	4.5%	11	排泄介助+移動・移乗介助・その他の身体ケア	1.5%
4	排泄介助+移動・移乗介助	4.2%			
5	排泄介助+体位変換	2.7%	12	移動・移乗介助	1.4%
6	見守り・安否確認のみ	1.9%	13	排泄介助+服薬確認	1.4%
7	起床・就寝介助	1.9%	14	調理+配膳	1.4%
8	調理+配膳+服薬確認	1.9%	15	調理+配膳+服薬確認+生活援助	1.3%

出典：平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査

基本的に複数のケアを組み合わせ提供しており、早朝（6～7時台）、夜間（18～21時台）で組み合わせによる提供が多い。いずれの時間帯も「排泄介助」「更衣介助」といった一連の身体ケアの提供、日中は「配膳」「服薬確認」「生活援助」などのケアが上位。



地域展開事業者の在宅データ



定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス利用中止理由	
死亡による中止	25.1%
医療機関への入院	25.3%
他の介護保険サービスに移行	23.1%
介護保険施設へ入所	16.3%
介護保険サービス自体を中止	7.0%
その他	3.3%

出典：平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査

他の介護保険サービスに移行のうち
状態改善によるサービス移行は60.4%（地域展開の場合）

サービスの質の確保

定期巡回とは



サービス内容



定期巡回計画



在宅データ



質の確保

サービスの質の確保

定期巡回事業者は

「サービスの過小供給対策,利用者の抱え込みを防止し、事業運営の透明性及び地域との連携・交流の確保、サービスの質の確保・向上、認知症・高齢者ケアの理解促進・地域づくり等に努めること」として、介護医療連携推進会議を **6カ月に1度開催**することが義務付けられています。

連携推進会議等において

第三者の観点からサービスの評価（**外部評価**）を1年に1回以上行い公表しています。

